

L E V - 6 排出ガス指定基準

平成12年基準（新短期）

車種等	適用時期	走行モード	排 出 ガ ス 値																			
			窒素酸化物 (NOx)				炭化水素 (HC)				粒子状物質 (PM)											
			規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV								
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H11.10.1	10・15	0.08	0.06	0.04	0.02	0.08	0.06	0.04	0.02	-----											
		11	1.40	1.05	0.70	0.35	2.20	1.65	1.10	0.55												
軽貨物車	H13.10.1	10・15	*0.12	0.10	0.07	0.03	0.13	0.10	0.07	0.03					-----							
		11	2.20	1.65	1.10	0.55	3.50	2.63	1.75	0.88												
中量車 (1.7t超) (3.5t以下)	H12.10.1	10・15	0.13	0.10	0.07	0.03	0.08	0.06	0.04	0.02									-----			
		11	1.60	1.20	0.80	0.40	2.20	1.65	1.10	0.55												
重量車 (3.5t超)	H14.10.1 注 (H15.10.1)	13	3.38	2.54	1.69	0.85	0.87	0.65	0.44	0.22	0.18	0.14	0.09	0.05								

* 規制値のうち軽貨物車の窒素酸化物については、従前の基準とする。(0.12g/km:10・15モード)

注1) モード単位 10・15モード: g/km、 11モード: g/test、 13モード: g/kWh

2) 耐久走行距離 乗用車、軽量車及び中量車は8万km、軽乗用車及び軽貨物車は6万km、重量車は25万km

3) 燃費基準については、今後別途定める。

4) 車両総重量3.5t超の重量車については、平成15年 新短期規制に適合するものをLEV-6とみなす。

この措置については、平成15年 新短期規制の適用開始時期から11か月間とし、11か月に達した時点で指定を解除する。ただし、平成15年 新短期規制に適合し、かつ粒子状物質が0.05g/kWh以下であるもの(以下「低PM車」という。)は、新長期規制適用開始時期をめどに指定を解除するものとする。

	車両総重量 3.5t ~ 12t	車両総重量 12t ~
LEV-6 指定基準	NOx 3.38g/kWh	HC 0.87g/kWh PM 0.18g/kWh
適用期間	H14.10.1 ~ H16.8.31	H15.10.1 ~ H17.8.31
指定解除	H16.9.1	H17.9.1
低PM車	平成17年 新長期規制適用開始時期をめどに指定解除	

5) 改正前の指定基準による指定については、下記のとおり適用する。

車種等	重量車 (12t ~)
LEV-6 指定基準	NOx 3.6g/kWh PM 0.20g/kWh
適用期限	~ H15.9.30
指定解除	H16.10.1

平成17年基準（新長期）

車種等	適用時期	走行モード	排 出 ガ ス 値								
			窒素酸化物 (NOx)			非メタン炭化水素 (NMHC)			粒子状物質 (PM)		
			規制値	17 LEV	17 ULEV	規制値	17 LEV	17 ULEV	規制値	17 LEV	17 ULEV
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H16.2.1	10・15+ 11	0.05	0.025	0.013	0.05	0.025	0.013	----		
軽貨物車	H16.2.1	10・15+ 11	0.05	0.025	0.013	0.05	0.025	0.013			
中量車 (1.7t超) (3.5t以下)	H16.2.1	10・15+ 11	0.07	0.035	0.018	0.05	0.025	0.013			
<u>重量車 (3.5t超)</u>	<u>H16.10.1</u>	<u>JE05</u>	<u>2.00</u>	<u>1.500</u>	-	<u>0.17</u>	<u>0.127</u>	-	<u>0.027</u>	<u>0.020</u>	-

注1) モード単位 10・15モード+11モード：g/km、 JE05モード：g/kWh

2) 耐久走行距離 乗用車、軽量車及び中量車は8万km、軽乗用車及び軽貨物車は6万km、重量車は25万km

3) 基準計算式 窒素酸化物 (NOx) $10 \cdot 15 \text{モード} \times 0.88 + 11 \text{モード} \div 4.084 \times 0.12$

非メタン炭化水素 (NMHC) $(10 \cdot 15 \text{モード} \times 0.88 + 11 \text{モード} \div 4.084 \times 0.12) \times 0.8$

4) 乗用車から中量車までの平成17年基準（新長期）適合車は、平成12年基準（新短期）の「LEV」とみなす。

5) 車両総重量3.5t超の重量車については、平成17年 新長期規制に適合するものをLEV-6とみなす。
この措置については、平成17年 新長期規制の適用開始時期から12か月間とし、12か月に達した時点で指定を解除する。

車種等	重量車 (3.5t超)		
LEV-6 指定基準	NOx 2.00g/kWh	NMHC 0.17g/kWh	PM 0.027g/kWh
適用期限	H16.10.1 ~ H18.9.30		
指定解除	H18.10.1		

6) 重量車で平成17年基準（新長期）25%以上低減車を当分の間「17LEV」として指定する。

* 下線部分を今回追加